業務及び財産の状況に関する説明書類

第5期　2025年8月1日から2026年7月31日まで

2026年9月20日作成

監査法人名　監査法人ウィズ
所在地　　東京都目黒区下目黒1丁目8-1
　　アルコタワー7階
代表者　　佐藤　遼

I.業務の概況

1.　監査法人の目的及び沿革

(1)監査法人の目的

定款に記載した目的は以下の通りです。

・財務書類の監査又は証明

・財務書類の調製又は財務に関する調査、立案若しくは相談

・公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2)沿革

当法人の沿革は次のとおりです。

2022年1月　東京都千代田区に監査法人ウィズを設立

2022年9月　東京都目黒区に移転

2.　無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3.　業務の内容

(1)業務概要

(監査証明業務)

当法人は主に金融商品取引法監査及び会社法監査を提供しています。

当期の監査証明業務に係る当期末現在の被監査会社数は 12 社となりました。監査業務に係る当期収入は117,219千円となりました。

(非監査証明業務)

当期の非監査証明業務の対象会社はありません。なお、その他の非監査業務に係る当期収入は8,594千円となりました。

上記の結果、監査証明業務と非監査業務を合わせた当期の業務収入総額は 125,813 千円となりました。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

当期において新たに開始した業務はありません。

(3)監査証明業務の状況

2026 年 7 月 31 日現在（会計年度末日）

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	4 社	2 社
会社法監査	0 社	0 社
その他の法定監査	5 社	0 社
その他の任意監査	3 社	0 社
計	12 社	2 社

(4)非監査証明業務の状況

区分	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	0 社	0 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

(経営の基本方針)

当法人は、「投資者及び債権者の保護等を図り、国民経済の健全な発展に寄与するために、適切な職業的懐疑心を発揮して財務情報の信頼性を確保するという社会的使命を全うする」ことを経営理念として掲げ、これを基本方針として運営しております。

(経営管理に関する措置)

当法人の社員等による職務の執行が適正に行われることを確保するために、定款等において必要な体制を定めております。

また、経営の意思決定機関として社員会を設置しており、会議体で決議等を行っております。

(法令遵守に関する措置)

当法人の社員会において、職業的専門家としての基準及び法令等への遵守状況を

定期的に確認しています。また、法令違反行為等の防止、早期発見等を目的として、通報制度及び不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定め、また当該方針及び手続において監査ホットライン制度を設けております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、監査業務における品質を合理的に確保するために、品質管理業務を行う専任の公認会計士を品質管理担当責任者として選任しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理担当責任者をはじめとする当法人の社員・職員が行う品質管理活動について、当該活動に要する時間を見積り、年間を通じて必要な業務時間を確保しております。また、品質管理担当責任者は、個別の監査業務に従事することはありません。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2026 年 7 月 31 日

② 業務の品質の管理の目的

当法人は、品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に基づいて、以下の事項について当法人に合理的な保証を提供することを、品質管理システムの目的として定めております。

・ 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。

・ 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な業務に関する報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則（以下「倫理規則」という。）に

基づき、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業専門家としての行動を内容とする職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定め、全ての専門要員にその遵守を求めるとともに、遵守状況を確認しています。また、独立性の規定の遵守を合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定め、毎年１回並びに必要となる時点において、日本公認会計士協会の倫理委員会研究報告第１号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。その他、独立性に対する脅威を軽減又は除去するために適切な措置を講ずる体制を整えるとともに、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者）に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けています。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び契約の更新については、社員会の審議・承認を経て決定しております。

監査契約の受嘱の可否の判断に際しては、監査業務の目的・種類・範囲等の確認、被監査会社等の事業内容・経営陣の姿勢・ガバナンス・企業環境・内部統制等の理解、契約条件及びリスク(不正リスクを含む)の識別等を検討しております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

業務の遂行に必要な適正及び能力を有し、適切な資質をもった誠実な人材を採用する方針としています。

また、専門能力の維持、向上を図るため、当法人の全ての専門要員に対し、継続的専門研修制度で定める必要な単位数の履修を義務付け、履修状況の定期的な管理を行なっています。

監査責任者を含む監査チームの編成については、監査対象会社の業種・規模等を踏まえ、能力、経験及び独立性や監査業務の遂行に十分な時間を確保できること等を考慮して選任しています。

また、社員の評価については品質、人材及び成長などの総合的観点から定期的に評価を実施し、その結果を社員報酬に反映しています。なお、監査品質を重視し、ビジネスを理解しリスクを見極めることができる人材を高く評価する方針としています。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

評価においては、監査業務の品質管理を最も重要な事項であることを前提とし、能

力、適性、業績を考慮して全社員（パートナー）の討議による相互評価の方法により実施し、当該評価結果を報酬に反映しています。
これらの評価については、必要に応じて、独立性を有する第三者である顧問の意見を取り入れます。

（ｲ）社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項
当法人は、監査業務に従事する公認会計士として必要とされる適性や能力の維持・開発のために、日本公認会計士協会による継続的専門能力開発制度（CPD）の必要単位の取得を義務付けるとともに、当法人が提供する監査業務の内容・特性を踏まえて、日本公認会計士協会の研修のうち、特に重要性や関連性が高いと判断する研修を必須受講研修として指定し、その受講を義務付けています。

（ｳ）その他
上記の事項に加え、当法人は、セキュリティ対策を施したクラウドストレージでのデータ共有やコミュニケーションツール、グループウェアの導入等の IT 基盤の整備により、在宅勤務を含むリモート環境下でも法人内や監査チーム内の円滑な情報共有やコミュニケーションを行っております。

オ．業務の実施及びその審査
（ｱ）専門的な見解の問合せ
当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続を「監査の品質管理規程」において定めております。
監査責任者は、そのような事項を識別した場合には、監査チームの他のメンバーとも討議して検討するとともに、審査担当者及び品質管理担当責任者を含む、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討するものとしております。なお、当法人は、想定される専門領域ごとに当法人外の適切な問合せ先を予め定めております。

（ｲ）監査上の判断の相違の解決
監査責任者は、監査上の判断の相違が生じるおそれのある事項を認識した場合には、その内容に応じて速やかに審査担当者又は品質管理担当責任者に報告します。
監査責任者が監査上の判断の相違の解決に納得しない場合を含め、必要と判断した場合には当法人外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決します。

(ｳ) 監査証明業務に係る審査

当法人は、全ての法定監査業務について、監査業務の従事者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、審査担当者による審査を実施します。当該審査は、監査業務の審査に関する方針及び手続に従い、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とし、監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針としています。

(ｴ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書は、原則として監査報告書ごとにまとめ、監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日（監査ファイルに複数の監査報告書が含まれる場合には、いずれか遅い監査報告書日）から、60 日を超えないものと定めております。
また、監査責任者は、監査報告書日後、監査ファイルの最終的な整理の完了までに行われた監査ファイルの最終的な整理の内容を記録し、新たな監査手続の実施や新たな結論の形成が含まれていないことを確認することとしています。
最終的な整理の完了以降、監査調書は、品質管理に関する責任を有する者のみが管理し、監査チームが当該監査調書にアクセスすることができないよう保存されます。
監査調書は、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が合理的に確保されるよう管理されております。
なお、監査調書の保管期間は原則として 10 年と定めています。

(ｵ) その他

当法人は、「監査法人のガバナンス・コード（監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会)」の原則 3 に基づいて、外部の公認会計士を「独立性を有する外部の第三者」として顧問を選任し、当法人の組織的な運営や個別の監査業務について、必要に応じて助言を受けております。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、「監査の品質管理規程」をはじめとする各種の規程を定め、法人内外への適切で適時な情報の収集及び伝達に努めております。
当法人内のコミュニケーションは、定例で開催される社員会、監査チーム内における会議、その他日常的なコミューションの機会等を利用して行われております。
また、当監査法人の監査品質の維持・向上のための取組みを外部のステークホルダーに伝達するための説明書類として「監査品資のマネジメントに関する年次報告

書」を作成・公表しております。
当法人は、法令違反行為に関する相談または通報に適切に対処する仕組みを定めるための方針及び手続として「通報制度及び不服と疑義の申立てに関する規程」を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、法人運営・業務の適正化及び監査業務の品質の維持・向上に努めております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ
当法人は、監査人の交代に際して、後任監査人となる場合及び前任監査人となる場合の双方において、不正リスクへの対応を含めた監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定め、運用しています。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化
最高経営責任者（理事長）が適格と判断し、社員会において品質管理担当責任者として選任された者が、当法人の品質管理システムに関する整備及び運用を図る責任を負い、一連の品質管理システムに関する最終的な責任は最高経営責任者（理事長）が負うこととしています。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施
当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、「監査に関する品質管理基準」及び品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に基づいてリスク・アプローチを適用しており、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定めております。また、これらの品質管理システムの整備及び運用のプロセスを適切に記録・保存するために文書化しています。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善
当法人は、モニタリング及び改善プロセスに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」において定めるとともに、品質管理担当責任者を、品質管理システムに関するモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者として定めております。
上記の方針及び手続には、日常的モニタリング及び完了した監査業務の検証が含

まれます。
また、品質管理責任者は、品質管理システムの整備・運用状況の有効性をモニタリングし、品質管理システムの整備及び運用についての適切な情報を適時に提供するとともに、日常的モニタリング及び完了した監査業務の検証によって発見された不備の影響を評価し、必要に応じて、改善を要する事項を検討し適切な措置を講じています。

④　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由
品質管理システムに関する最高責任者である理事長は、品質管理責任者によるモニタリングの結果を踏まえ、基準日時点において重要な不備は認められないと判断し、品質管理システムは当該システムの目的を達成していることについて合理的な保証を提供していると評価しております。

⑤　④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当事項はありません。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
　当法人の社員は全て公認会計士であるため、該当事項はありません。

(5) 直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー)）を受けた年月
　2025 年 2 月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認
当法人の最高経営責任者（理事長）は、当法人の第 4 期における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の監査又は証明することを業とする者)との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

II.社員の概況に関する事項

１.社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6 人	―	6 人

２.重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要な意思決定及び法人の運営方針の決定	6 人	―	6 人

III.事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務するものの名称			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
本部	東京都目黒区下目黒１丁目８-１アルコタワー７階	6 人	―	6 人	0 人

（事務所は本部のみです。）

IV.監査法人の組織の概要

社員会(現状では理事会と同様)を最高意思決定機関として、品質管理、リスク管理、業務統括、マーケティング部門により構成される組織体制とし、各々の役割に応じた業務を行っております。

Ⅴ.財産の概況

売上高の総額

(単位：千円)

	第 4 期 2024 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで	第 5 期 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで
売上高		
監査証明業務	89,200	117,219
非監査証明業務	－	－
その他非監査業務	10,406	8,594
合計	99,606	125,813

VI.被監査会社等（大会社に限る。）の名称

・株式会社コナカ

・株式会社フォーシーズ HD

以上